

いじめ防止対策に係る基金の創設

設置目的

いじめ防止対策並びに児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるまちづくりの推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、全国初の「いじめ防止対策」に係る基金を創設する。

基金創設時期

令和6年度中（予定）
（市議会に基金条例制定議案提出 → 基金条例議決後に基金創設）

充当事業

- いじめ防止対策費（いじめ防止対策推進部） 45,734千円（うち子ども基金充当 11,187千円）
- いじめ問題対策推進費（学校教育部） 13,222千円（うち子ども基金充当 5,641千円）
- ※ R6年度は事業費の一部に子ども基金を充当

基金活用例

相談支援の強化

- 児童生徒が相談しやすい環境の充実
- 専門職の資質向上のための研修の実施

普及啓発の推進

- いじめ防止推進月間における啓発事業
- 児童生徒が主体的に行う活動の支援
- いじめ防止対策に取り組む自治体との交流

学校の体制強化

- いじめ対策コーディネーターの配置人数の増

地域活動の支援

- いじめ防止・青少年育成サポーターの活動支援
- いじめの被害児童生徒や不登校児童生徒の支援を行う団体の活動支援

児童生徒の支援

- 被害児童生徒への学習等の支援の充実
例）個別学習支援に係る費用助成
- 加害児童生徒への再発防止のための支援
例）カウンセリングや体験活動の実施
- 被害者の救済に係る必要費用助成
例）転校費用の助成